

技 第 7 0 2 号  
令和5年 3月24日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長  
(公印省略)

**発注時における特別資材調査の対応について（通知）**

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知致しましたので、ご承知ください。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

農林設計基準グループ／土木設計基準グループ

電話：300-2-5942／5941



技 第 7 0 2 号  
令和 5 年 3 月 2 4 日

総務部各地方機関の長様  
農林水産部各関係課長様  
土木部各関係課長様  
農林水産部各地方機関の長様  
土木部各地方機関の長様

土木部技術管理課長

### 発注時における特別資材調査の対応について（通知）

工事費の積算における材料単価の決定方法は「建設工事積算基準第 I 編第 2 章」に規定しており、一定の材料（下記 4 参照）は特別資材調査により決定することとしています。

この度、発注時における単価については、工事の早期発注のため、概算単価による工事発注ができることとしますので担当職員へ周知願います。

なお、概算単価による単価決定は例外的な対応であることに留意し、急を要する場合に限り本通知を適用してください。

#### 記

#### 1 概算単価による工事発注方法

見積単価等により概算単価を設定する。

ただし、概算単価については、設計変更の対象となる旨特記仕様書に記載するものとし、契約後、受発注者間協議のうえ変更するものとする。

#### 2 適用日

通知日以降、当面の間とする。

なお、本通知を廃止する場合は別途通知する。

#### 3 注意事項

概算単価による工事発注について、実態調査を行ったところ、概算単価と特別資材調査単価の間に差異が見受けられた。

これにより、工事費に大きな影響を与える場合があり、概算単価採用の際は別紙のとおり注意すること。

#### 4 参考

契約後の資材単価について、県設定単価及び物価資料により単価を定めることができない場合は特別資材調査により単価決定するが、1 工事において調達価格が 100 万未満の場合、かつ材料単価が 10 万未満の場合は見積によって決定すること。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

農林設計基準グループ／土木設計基準グループ

電話：300-2-5942／5941

## 別紙\_概算単価の単価決定を行う上での注意事項

発注時における単価について、見積単価等により概算単価を設定する場合、以下の点に留意し、適切な単価決定を行うこと。

なお、見積・物価本等の単価に加えて、過去の特別資材調査における類似品等の単価も参考とすること。

### ○注意事項

概算単価の根拠	採用する上での注意点
見積単価を採用する場合	見積は3者以上から徴収し、単価の決定は異常値（徴収した全ての平均値の±30%を超えるもの）を除いた平均値とする
物価本単価を採用する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・単価地区の確認</li><li>・適切な流通体系の確認</li></ul>
規格・寸法等が異なる資材単価に単価補正を行い算出する場合	補正の項目（規格・寸法・重量等）を複数確認した上で、単価を算出すること

### ○過去の特別資材調査報告書の格納フォルダ

[fs.ad.pref.shimane.jp](http://fs.ad.pref.shimane.jp) 全庁共有【農林水産部・土木部ほか】特別資材調査10 調査結果報告書  
(資材単価)

